

議案第 5 4 号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 5 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「区立幼稚園集約化等計画」に基づく集約化のための改修工事に伴い、世田谷区立桜丘幼稚園を世田谷区立松丘幼稚園に一時移転するにあたり、両園の4歳児の定員を変更するため世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区立松丘幼稚園の項4歳児の欄及び同表世田谷区立桜丘幼稚園の項4歳児の欄中「68人」を「34人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和47年9月22日世教委規則第8号 (略) <u>令和5年 月 日世教委規則第 号</u></p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則</p> <p>第1条～第8条(略) (定員)</p> <p>第9条 幼稚園の定員は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第10条～第15条(略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和5年 月 日世教委規則第 号)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。</u></p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">校名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">定員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">4歳児</th> <th style="text-align: center;">5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td> <td style="text-align: center;">68人</td> <td style="text-align: center;">68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td> <td style="text-align: center;">68人</td> <td style="text-align: center;">68人</td> </tr> </tbody> </table>	校名	定員		4歳児	5歳児	世田谷区立三島幼稚園	68人	68人	世田谷区立給田幼稚園	68人	68人	<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">昭和47年9月22日世教委規則第8号 (略)</p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則</p> <p>第1条～第8条(略) (定員)</p> <p>第9条 幼稚園の定員は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第10条</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">校名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">定員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">4歳児</th> <th style="text-align: center;">5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td> <td style="text-align: center;">68人</td> <td style="text-align: center;">68人</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td> <td style="text-align: center;">68人</td> <td style="text-align: center;">68人</td> </tr> </tbody> </table>	校名	定員		4歳児	5歳児	世田谷区立三島幼稚園	68人	68人	世田谷区立給田幼稚園	68人	68人
校名		定員																					
	4歳児	5歳児																					
世田谷区立三島幼稚園	68人	68人																					
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人																					
校名	定員																						
	4歳児	5歳児																					
世田谷区立三島幼稚園	68人	68人																					
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人																					

改正後			改正前		
世田谷区立中町幼稚園	68人	68人	世田谷区立中町幼稚園	68人	68人
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定60人 2号認定8人	1号認定60人 2号認定8人
世田谷区立松丘幼稚園	<u>34</u> 人	68人	世田谷区立松丘幼稚園	68人	68人
世田谷区立砧幼稚園	68人	68人	世田谷区立砧幼稚園	68人	68人
世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人	世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人
世田谷区立桜丘幼稚園	<u>34</u> 人	68人	世田谷区立桜丘幼稚園	68人	68人
備考			備考		
<p>1 この表において「4歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（次項において「当該年度」という。）の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>3 この表において「1号認定」とは、教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>4 この表において「2号認定」とは、保育を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p>			<p>1 この表において「4歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（次項において「当該年度」という。）の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>3 この表において「1号認定」とは、教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>4 この表において「2号認定」とは、保育を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。</p>		
第1号様式（第11条関係）（略）			第1号様式（第11条関係）		
第3号様式（第13条関係）（略）			第3号様式（第13条関係）		
第4号様式（第14条関係）（略）			第4号様式（第14条関係）		